

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4536319号
(P4536319)

(45) 発行日 平成22年9月1日(2010.9.1)

(24) 登録日 平成22年6月25日(2010.6.25)

(51) Int.Cl.	F 1
HO4W 88/02	(2009.01) HO4Q 7/00 649
HO4W 28/18	(2009.01) HO4Q 7/00 282
HO4W 72/12	(2009.01) HO4Q 7/00 563
HO4J 13/00	(2006.01) HO4J 13/00 A
HO4L 29/14	(2006.01) HO4L 13/00 313

請求項の数 7 (全 28 頁)

(21) 出願番号	特願2002-367213 (P2002-367213)
(22) 出願日	平成14年12月18日 (2002.12.18)
(62) 分割の表示	特願2000-285405 (P2000-285405) の分割
原出願日	平成12年9月20日 (2000.9.20)
(65) 公開番号	特開2003-224516 (P2003-224516A)
(43) 公開日	平成15年8月8日 (2003.8.8)
審査請求日	平成19年9月18日 (2007.9.18)
(31) 優先権主張番号	特願2000-234420 (P2000-234420)
(32) 優先日	平成12年8月2日 (2000.8.2)
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)

(73) 特許権者	000005821 パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地
(74) 代理人	100105050 弁理士 鷺田 公一
(72) 発明者	三好 憲一 神奈川県横浜市港北区綱島東四丁目3番1号 松下通信工業株式会社内
(72) 発明者	加藤 修 神奈川県横浜市港北区綱島東四丁目3番1号 松下通信工業株式会社内
(72) 発明者	相沢 純一 神奈川県横浜市港北区綱島東四丁目3番1号 松下通信工業株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】送信装置、受信装置および無線通信システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

通信相手から受信したパイロット信号の受信品質を測定する測定手段と、複数のビットから構成され、かつ前記受信品質を示す情報を拡散する拡散手段と、拡散した前記情報を前記通信相手に送信する送信手段と、を具備し、前記拡散手段は、前記複数のビットのうち、上位のビットを下位のビットよりも拡散率の高い拡散コードで前記情報を拡散する、
送信装置。

【請求項 2】

前記拡散手段は、前記複数のビットのうち、受信品質が良いことを示すビットほど拡散率の高い拡散コードで前記情報を拡散する、

請求項1記載の送信装置。

【請求項 3】

前記情報は、前記受信品質に基づいて設定される変調方式と伝送レートを示す、
請求項1または2に記載の送信装置。

【請求項 4】

パイロット信号を通信相手に送信する送信手段と、
前記パイロット信号の受信品質を示す情報を前記通信相手から受信する受信手段と、を具備し、

前記情報は複数のビットから構成されており、当該複数のビットのうち、上位のビット

10

20

が下位のビットよりも拡散率の高い拡散コードで拡散されている、

受信装置。

【請求項 5】

受信した前記情報に基づいてスケジューリングを行うスケジューリング手段、をさらに具備する、

請求項 4 記載の受信装置。

【請求項 6】

前記情報は、前記受信品質に基づいて設定される変調方式と伝送レートを示し、

受信した前記情報に基いて変調方式と伝送レートを制御する制御手段、をさらに具備する、

10

請求項 4 または 5 に記載の受信装置。

【請求項 7】

第 1 の通信装置と第 2 の通信装置とを備えた無線通信システムであって、

前記第 1 の通信装置は、前記第 2 の通信装置から受信したパイロット信号の受信品質を測定する測定手段と、複数のビットから構成され、かつ前記受信品質を示す情報を拡散する拡散手段と、拡散した前記情報を前記第 2 の通信装置に送信する送信手段と、を具備し、

前記第 2 の通信装置は、前記パイロット信号を前記第 1 の通信装置に送信する送信手段と、前記パイロット信号の受信品質を示す情報を前記第 1 の通信装置から受信する受信手段と、を具備し、

20

前記拡散手段は、前記複数のビットのうち、上位のビットを下位のビットよりも拡散率の高い拡散コードで前記情報を拡散する、

無線通信システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、セルラー通信システムに用いられる送信装置、受信装置および無線通信システムに関する。

【0002】

【従来の技術】

30

セルラー通信システムは、1つの基地局が複数の通信端末と同時に無線通信を行うもので、近年の需要増加に伴い、伝送効率を高めることが要求されている。

【0003】

基地局から通信端末への下り回線の伝送効率を高める技術として H D R (High Data Rate) が提案されている。H D R は、基地局が通信リソースを時間分割して各通信端末に割り振るスケジューリングを行い、さらに下り回線の回線品質に従って通信端末毎に伝送レートを設定してデータを送信する方法である。

【0004】

以下、基地局と通信端末とが、H D R において無線通信を行う動作について、説明する。まず、基地局が各通信端末にパイロット信号を送信する。各通信端末は、パイロット信号に基づく C I R (希望波対干渉波比) 等により下り回線の回線品質を推定し、通信可能な伝送レートを求める。そして、各通信端末は、通信可能な伝送レートに基づいて、パケット長、符号化方式および変調方式の組み合わせである通信モードを選択し、通信モードを示すデータレートコントロール (以下「D R C」という。) 信号を基地局に送信する。

40

【0005】

なお、各システムにおける使用可能な変調方式の種類は、B P S K、Q P S K、1 6 Q A M、6 4 Q A M等、予め決められている。また、各システムにおける使用可能な符号化の種類は、1 / 2 ターボ符号、1 / 3 ターボ符号、3 / 4 ターボ符号等、予め決められている。そして、これらパケット長、変調方式、符号化方式の組み合わせにより、各システムにおける使用可能な伝送レートが複数定められている。各通信端末は、それらの組み合わ

50

せの中から、下り回線の現在の回線品質において最も効率よく通信を行える組み合わせを選択し、選択した通信モードを示すDRC信号を基地局に送信する。一般的にDRC信号は1～Nの番号により表されており、番号が大きくなるほど下り回線の回線品質が良いことを示す。

【0006】

基地局は、各通信端末から送信されたDRC信号に基づいてスケジューリングを行ない、通信端末毎に伝送レートを設定し、コントロールチャネルを通して各通信端末に各通信端末への通信リソースの割り振りを示す信号を報知する。一般的に、基地局は、システムの伝送効率の向上を考慮して、下り回線の回線品質が最良の通信端末、すなわち、最も番号の大きなDRC信号を送信した通信端末に優先的に通信リソースを割り振る。

10

【0007】

そして、基地局は、割り振った時間において該当する通信端末に対してのみデータを送信する。例えば、時間t1を通信端末Aに割り振った場合、基地局は、時間t1においては通信端末Aに対してのみデータを送信し、通信端末A以外の通信端末に対してはデータを送信しない。

【0008】

このように、従来から、HDRにより回線品質に従って通信端末毎に伝送レートを設定し、通信可能な伝送レートが高い通信端末に優先的に通信リソースを割り振ることにより、システム全体としてデータの伝送効率を高めている。

【0009】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、通信端末から基地局へ向かう上り回線の回線状況の悪化等により、通信端末が決定した通信モードが基地局において誤って受信されると、基地局はその誤った通信モードでデータを送信してしまう。通信端末では決定した通信モードと送信されたデータの通信モードとが相違するため、データを復調および復号することができない。

20

【0010】

また、上述したように基地局は、時間t1を通信端末Aに割り振った場合、時間t1においては通信端末Aに対してのみデータを送信し、通信端末A以外の通信端末に対してはデータを送信しない。

【0011】

以上のことから、通信端末が決定した通信モードが基地局において誤って受信されると、時間分割された通信リソースが使用されない区間が生じてしまい下り回線のスループットが低下するという問題がある。

30

【0012】

本発明はかかる点に鑑みてなされたものであり、下り回線の回線品質に基づいて各通信端末に通信リソースが割り振られる通信システムにおいて、下り回線のスループットの低下を防止することができる送信装置、受信装置および無線通信システムを提供することを目的とする。

【0013】

【課題を解決するための手段】

40

本発明の送信装置は、通信相手から受信したパイロット信号の受信品質を測定する測定手段と、複数のビットから構成され、かつ前記受信品質を示す情報を拡散する拡散手段と、拡散した前記情報を前記通信相手に送信する送信手段と、を具備し、前記拡散手段は、前記複数のビットのうち、上位のビットを下位のビットよりも拡散率の高い拡散コードで前記情報を拡散する構成を探る。

【0014】

この構成によれば、受信品質を示す情報のうち、上位のビットが誤りにくくなるため、回線のスループットの低下を防止することができる。

【0015】

本発明の受信装置は、パイロット信号を通信相手に送信する送信手段と、前記パイロッ

50

ト信号の受信品質を示す情報を前記通信相手から受信する受信手段と、を具備し、前記情報は複数のビットから構成されており、当該複数のビットのうち、上位のビットが下位のビットよりも拡散率の高い拡散コードで拡散されている構成を採る。

【0016】

この構成によれば、受信品質を示す情報のうち、上位のビットが誤りにくくなるため、回線のスループットの低下を防止することができる。

【0017】

本発明の無線通信システムは、第1の通信装置と第2の通信装置とを備えた無線通信システムであって、前記第1の通信装置は、前記第2の通信装置から受信したパイロット信号の受信品質を測定する測定手段と、複数のビットから構成され、かつ前記受信品質を示す情報を拡散する拡散手段と、拡散した前記情報を前記第2の通信装置に送信する送信手段と、を具備し、前記第2の通信装置は、前記パイロット信号を前記第1の通信装置に送信する送信手段と、前記パイロット信号の受信品質を示す情報を前記第1の通信装置から受信する受信手段と、を具備し、前記拡散手段は、前記複数のビットのうち、上位のビットを下位のビットよりも拡散率の高い拡散コードで前記情報を拡散する構成を採る。

10

【0018】

この構成によれば、受信品質を示す情報のうち、上位のビットが誤りにくくなるため、回線のスループットの低下を防止することができる。

【0050】

20

【発明の実施の形態】

本発明の骨子は、通信端末が、下り回線の回線品質を示す情報をうち、基地局に誤って受信された場合に下り回線のスループットが低下する可能性が高い情報ほど伝播路において誤りにくくして送信することにより、下り回線のスループットの低下を防止することである。

【0051】

30

以下、本発明の実施の形態について、添付図面を参照して詳細に説明する。

(実施の形態1)

上述したように、基地局は、下り回線の回線品質が最良の通信端末に優先的に通信リソースを割り振る。換言すれば、基地局は、最も番号の大きなDRC信号を選択し、その選択したDRC信号を送信した通信端末に優先的に通信リソースを割り振る。よって、基地局におけるDRC信号の選択頻度は、図1に示すようになる。図1は、基地局におけるDRC信号の選択頻度を示したグラフである。なお、この図では、DRC番号には1～5が使用されており、番号が大きいほど回線品質が良いことを示す。

【0052】

図1に示すように、番号が大きいDRC信号ほど基地局において選択される頻度が高くなる。つまり、下り回線の回線品質が良い通信端末ほど通信リソースが割り当てられる頻度が高くなる。このような関係は、通信端末が多数存在して下り回線の回線品質が良い通信端末が存在する確率が増えることにより生じるものである。

【0053】

40

このように、各DRC信号の選択頻度は、回線品質に応じて相違している。つまり、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号は選択される頻度が高くなる傾向にあるため、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号が誤って受信されると、下り回線のスループットが低下する可能性が高い。また、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号は選択される頻度が低くなる傾向にあるため、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号が誤って受信されても、下り回線のスループットの低下に与える影響は小さい。

【0054】

そこで、本発明の実施の形態1に係る通信端末は、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど送信パワを高くして送信するものである。また、本発明の実施の形態1に係る基地局は、所定のしきい値より受信パワが低いDRC信号を除外して、通信リソース

50

の割り当てを行うものである。

【0055】

図2は、本発明の実施の形態1に係る基地局の構成を示すブロック図である。図2において、割り当て部101は、後述する復調部114で抽出されたDRC信号から後述する不使用DRC検出部116で検出されたDRC信号を除外したDRC信号に基づいて各通信端末への通信リソースの割り振りを決定する。そして、割り当て部101は、決定した通信リソースの割り振りに基づいて、バッファ102に下り送信データの出力を指示し、適応符号化部103に下り送信データの符号化方式を指示し、適応変調部104に下り送信データの変調方式を指示する。

【0056】

バッファ102は、下り送信データを保持し、割り当て部101からの指示に従って、所定の通信端末に対する下り送信データを適応符号化部103に出力する。適応符号化部103は、割り当て部101の指示に従って、バッファ102からの出力信号を符号化して適応変調部104に出力する。適応変調部104は、割り当て部102の指示に従って、適応符号化部103からの出力信号を変調して拡散部105に出力する。拡散部105は、適応変調部104からの出力信号を拡散して多重部108に出力する。

【0057】

変調部106は、パイロット信号を変調して拡散部107に出力する。拡散部107は、変調部106からの出力信号を拡散して多重部108に出力する。

【0058】

多重部108は、拡散後の下り送信データに拡散後のパイロット信号を所定の間隔で時間多重し、送信RF部109に出力する。送信RF部109は、多重部108からの出力信号の周波数を無線周波数に変換して共用器110に出力する。

【0059】

共用器110は、送信RF部109からの出力信号をアンテナ111から通信端末に無線送信する。また、共用器110は、各通信端末から無線送信され、アンテナ111に無線受信された信号を受信RF部112に出力する。

【0060】

受信RF部112は、共用器110から出力された無線周波数信号の周波数をベースバンドに変換して逆拡散部113に出力する。逆拡散部113は、ベースバンド信号を、DRC信号を拡散している拡散コードで逆拡散して復調部114および受信パワ算出部115に出力する。

【0061】

復調部114は、逆拡散部113からの出力信号を復調してDRC信号を抽出し、割り当て部101に出力する。

【0062】

受信パワ算出部115は、逆拡散後のDRC信号の受信パワを測定し、不使用DRC検出部116に出力する。不使用DRC検出部116には、後述するような所定のしきい値が設定されており、このしきい値よりも低い受信パワのDRC信号を検出し、検出結果を割り当て部101に出力する。

【0063】

なお、逆拡散部113、復調部114、受信パワ算出部115および不使用DRC検出部116は、通信端末ごとに設けられており、それぞれの復調部114から通信端末ごとのDRC信号が出力され、それぞれの不使用DRC検出部116から通信端末ごとの検出結果が出力される。

【0064】

図3は、本発明の実施の形態1に係る通信端末の構成を示すブロック図である。図3において、通信モード決定部201は、後述するCIR測定部219にて測定されたCIRに基づいて、変調方式と符号化方式の組み合わせを示す通信モードを決定して、DRC信号作成部202に出力する。また、通信モード決定部201は、決定した通信モードに基

10

20

30

40

50

づいて、適応復調部 216 に下り受信データの復調方式を指示し、適応復号化部 217 に下り受信データの復号化方式を指示する。

【 0065 】

DRC 信号作成部 202 は、通信モード決定部 201 から出力された通信モードに対応する番号の DRC 信号を作成して、変調部 203 および DRC パワ制御部 205 に出力する。

【 0066 】

変調部 203 は、DRC 信号を変調して拡散部 204 に出力する。拡散部 204 は、変調部 203 からの出力信号を拡散して DRC パワ制御部 205 に出力する。DRC パワ制御部 205 は、DRC 番号と送信パワとの対応関係が示されている送信パワテーブル 206 を参照して、後述するパイロットパワ制御部 209 から出力されたパイロット信号の送信パワに基づいて DRC 信号の送信パワを制御し、送信パワ制御後の DRC 信号を多重部 210 に出力する。なお、DRC 信号の送信パワの具体的な制御方法については後述する。

【 0067 】

変調部 207 は、パイロット信号を変調して拡散部 208 に出力する。拡散部 208 は、変調部 207 からの出力信号を拡散してパイロットパワ制御部 209 に出力する。パイロットパワ制御部 209 は、パイロット信号の送信パワを制御して、送信パワ制御後のパイロット信号を多重部 210 に出力する。また、パイロットパワ制御部 209 は、パイロット信号の送信パワを DRC パワ制御部 209 に出力する。

【 0068 】

多重部 210 は、送信パワ制御後の DRC 信号と送信パワ制御後のパイロット信号とを所定の間隔で時間多重し、送信 RF 部 211 に出力する。送信 RF 部 211 は、多重部 210 からの出力信号の周波数を無線周波数に変換して共用器 212 に出力する。

【 0069 】

共用器 212 は、送信 RF 部 211 からの出力信号をアンテナ 213 から基地局に無線送信する。また、共用器 212 は、基地局から無線送信され、アンテナ 213 に無線受信された信号を受信 RF 部 214 に出力する。

【 0070 】

受信 RF 部 214 は、共用器 212 から出力された無線周波数信号の周波数をベースバンドに変換し、逆拡散部 215 および逆拡散部 218 に出力する。

【 0071 】

逆拡散部 215 は、ベースバンド信号のデータ成分を逆拡散して適応復調部 216 に出力する。適応復調部 216 は、通信モード決定部 201 の指示に従って、逆拡散部 215 からの出力信号を復調して適応復号化部 217 に出力する。適応復号化部 217 は、通信モード決定部 201 の指示に従って、適応復調部 216 からの出力信号を復号して、受信データを得る。

【 0072 】

逆拡散部 218 は、ベースバンド信号のパイロット信号成分を逆拡散して CIR 測定部 219 に出力する。CIR 測定部 219 は、逆拡散部 218 から出力されたパイロット信号の CIR を測定して通信モード決定部 201 に出力する。

【 0073 】

次に、上記図 2 に示した基地局と上記図 3 に示した通信端末との間における信号の送受の手順について説明する。

【 0074 】

まず、通信開始時に、基地局の変調部 106 にてパイロット信号が変調され、拡散部 107 にて拡散され、多重部 108 に出力される。多重部 108 からは拡散後のパイロット信号のみが送信 RF 部 109 に出力される。拡散後のパイロット信号は、送信 RF 部 109 にて無線周波数に周波数変換され、共用器 110 を介してアンテナ 111 から各通信端末に無線送信される。

【 0075 】

10

20

30

40

50

基地局から無線送信されたパイロット信号成分のみの無線信号は、通信端末のアンテナ 213 に受信され、共用器 212 を介し、受信 R F 部 214 にてベースバンドに周波数変換される。ベースバンド信号のパイロット信号成分は、逆拡散部 218 にて逆拡散され、C I R 測定部 219 に出力される。

【0076】

次に、C I R 測定部 219 において、逆拡散部 218 から出力されたパイロット信号の C I R が測定され、通信モード決定部 201 にて、C I R に基づいて通信モードが決定される。そして、D R C 信号作成部 202 にて、通信モードに対応する番号の D R C 信号が作成される。

【0077】

D R C 信号は、変調部 203 にて変調され、拡散部 204 にて拡散され、D R C パワ制御部 205 に出力される。D R C パワ制御部 205 においては、パイロットパワ制御部 209 から出力されるパイロット信号の送信パワと送信パワテーブル 206 に予め設定されているパイロット信号の送信パワと D R C 信号の送信パワとの比に基づいて、D R C 信号の送信パワが制御される。

【0078】

以下、送信パワテーブル 206 の設定内容について説明する。図 4 は、本発明の実施の形態 1 に係る通信端末が備える送信パワテーブルの内容を示す図である。

【0079】

送信パワテーブル 206 には、D R C 番号と D R C 信号の送信パワとの対応関係が示されており、D R C 番号が大きくなるほど送信パワが高くなるように設定されている。なお、ここでは、D R C 番号には 1 ~ 5 が使用されており、番号が大きいほど下り回線の回線品質が良いことを示すものとする。つまり、送信パワテーブル 206 には、下り回線の回線品質が良いことを示す D R C 信号ほど送信パワが高くなるように設定されている。

【0080】

上述したように下り回線の回線品質が良いことを示す D R C 信号ほど基地局において選択される頻度が高くなる傾向があるため、本実施の形態では、下り回線の回線品質が良いことを示す D R C 信号ほど送信パワが高くなるようにして、誤りにくくする。これにより、下り回線の回線品質が良いことを示す D R C 信号が誤って受信される確率を、下り回線の回線品質が悪いことを示す D R C 信号が誤って受信される確率よりも低くすることができる。換言すれば、基地局で選択される頻度が高い D R C 信号が誤って受信される確率を、基地局で選択される頻度が低い D R C 信号が誤って受信される確率よりも低くすることができる。

【0081】

また、送信パワテーブル 206 に設定される D R C 信号の送信パワは、パイロット信号の送信パワとの比によって表されている。ここでは、図 4 に示すように、D R C 番号 1 ~ 5 の真ん中に当たる D R C 番号 3 を基準として、D R C 番号 3 より小さい番号を示す D R C 信号はパイロット信号の送信パワより低い送信パワで送信され、D R C 番号 3 より大きい番号を示す D R C 信号はパイロット信号の送信パワより高い送信パワで送信されるように設定されている。つまり、ここでは、所定の回線品質（ここでは、D R C 番号 3 の D R C 信号に対応する回線品質）よりも悪い回線品質を示す D R C 信号はパイロット信号の送信パワより低い送信パワで送信され、所定の回線品質よりも良い回線品質を示す D R C 信号はパイロット信号の送信パワより高い送信パワで送信されるように設定されている。

【0082】

このように、本実施の形態では、従来の D R C 信号の送信パワ（つまり、ここでのパイロット信号の送信パワ）に比べ、送信パワを増加させる D R C 信号と送信パワを減少させる D R C 信号とを設定し、D R C 信号の送信パワの増減値の合計を ± 0 dB とすることにより、D R C 信号の平均的な送信パワを従来と比べ一定に保ったまま、下り回線の回線品質が良いことを示す D R C 信号ほど誤りにくくすることができる。つまり、上り回線のキャパシティを従来に比べ減少させることなく、下り回線の回線品質が良いことを示す D R C 信

10

20

30

40

50

号ほど誤りにくくすることができる。

【0083】

また、このように、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号（図4においては、DRC番号1および2のDRC信号）は従来に比べ低い送信パワで送信されるため、基地局から離れた位置に存在し、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号を送信する可能性が高い通信端末においては、消費電力を削減することができる。つまり、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号を送信する通信端末では、従来そもそも高い送信パワでDRC信号を送信していたのに対して、本実施の形態によれば、DRC信号の送信パワをその高い送信パワよりも低くすることができるので、通信端末の消費電力を大きく削減することができる。

10

【0084】

なお、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号は基地局において選択される頻度がそもそも低いため、このように下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号を従来よりも低い送信パワで送信しても、スループットの低下に与える影響はほとんどない。

【0085】

また、本実施の形態では、上り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号（図4においては、DRC番号4および5のDRC信号）は、従来に比べ高い送信パワで送信される。しかし、上り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号は、基地局の比較的近くに存在する通信端末から送信される可能性が高い。また、上り回線で通常行われているパイロット信号に対する送信パワ制御により、基地局の比較的近くに存在する通信端末から送信されるパイロット信号の送信パワ（つまり、従来のDRC信号の送信パワ）は、そもそも低い。よって、上り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号を送信する通信端末では、従来そもそも低かったDRC信号の送信パワが増加しても、DRC信号の送信パワは依然として低く消費電力は依然として低いため、電力消費に与える影響はほとんどない。

20

【0086】

DRCパワ制御部205においては、パイロットパワ制御部209から出力されたパイロット信号の送信パワが送信パワテーブル206に設定された比によって調節されることにより、DRC信号の送信パワが求められる。そして、DRCパワ制御部205においては、拡散部204から出力されたDRC信号の送信パワがこの求められた送信パワに制御され、送信パワ制御後のDRC信号が多重部210に出力される。具体的には、例えば、DRC信号作成部202からDRCパワ制御部205に出力されたDRC信号の番号が5である場合には、拡散部204から出力されたDRC信号の送信パワは、パイロットパワ制御部209から出力されたパイロット信号の送信パワよりも2dB低い送信パワに制御される。

30

【0087】

送信パワ制御後のDRC信号は、多重部210においてパイロット信号と多重され、送信RF部211にて無線周波数に周波数変換され、共用器212を介してアンテナ213から基地局に無線送信される。

【0088】

通信端末から無線送信された信号は、基地局のアンテナ111に受信され、共用器110を介して受信RF部112に入力される。受信RF部112に入力された信号は、ベースバンドに周波数変換され、逆拡散部113にてDRC信号を拡散している拡散コードで逆拡散され、復調部114および受信パワ算出部115に出力される。

40

【0089】

復調部114では、逆拡散部113からの出力信号が復調されてDRC信号が抽出され、割り当て部101に出力される。

【0090】

ここで、通信端末では、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号は従来に比べ低い送信パワで送信されるため、基地局では下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号が誤って受信される確率が高くなる。また、誤って受信されたDRC信号に基づいて通

50

信リソースの割り振りが行われると、上述したように、下り回線のスループットが低下する。

【0091】

そこで、受信パワ算出部115では、逆拡散後のDRC信号の受信パワが測定され、不使用DRC検出部116に出力される。不使用DRC検出部116には、下り回線の回線品質が最も悪いことを示すDRC信号（図4では、DRC番号1のDRC信号）に誤りが発生しない最低の受信パワがしきい値として予め設定されている。そして、不使用DRC検出部116では、このしきい値よりも小さい受信パワのDRC信号が検出されて、検出結果が割り当て部101に出力される。不使用DRC検出部116で検出されたDRC信号は、割り当て部101が通信リソースの割り振りを決定する際に用いないDRC信号である。10

【0092】

割り当て部101では、復調部114で抽出されたDRC信号から不使用DRC検出部116で検出されたDRC信号が除外された残りのDRC信号に基づいて各通信端末への通信リソースの割り振りが決定される。

【0093】

このように、本実施の形態に係る基地局では、下り回線の回線品質が最も悪いことを示すDRC信号が誤って受信されない最低の受信パワよりも低い受信パワのDRC信号を除外する。すなわち、本実施の形態に係る基地局では、誤りが発生しやすい通知信号を除外して下り回線の通信リソースの割り振りを決定する。このため、本実施の形態に係る基地局によれば、下り回線の回線品質が悪いことを示すDRC信号が従来に比べ低い送信パワで送信されても、誤ったDRC信号に基づいて通信リソースの割り振りが決定されることを防止することができる。20

【0094】

このように、本実施の形態によれば、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど送信パワを高くして送信するため、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど誤りにくくすることができ、基地局において選択される頻度の高いDRC信号の誤り発生率を低くすることができる。これにより、誤ったDRC信号に基づいて通信リソースの割り振りが決定される可能性を低くすることができるので、下り回線のスループットの低下を防止することができる。30

【0095】

なお、本実施の形態に係る基地局を図5に示すような構成としてもよい。図5は、本発明の実施の形態1に係る基地局の別の構成を示すブロック図である。すなわち、図2に示した受信パワ算出部115および不使用DRC検出部116に代えて、尤度算出部301および不使用DRC検出部302を備えて基地局を構成するようにしてもよい。なお、以下の説明では、図2と同じ構成には図2と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

【0096】

図5において、尤度算出部301は、DRC信号の確からしさの度合いを示す尤度を算出し、不使用DRC検出部302に出力する。不使用DRC検出部302には、下り回線の回線品質が最も悪いことを示すDRC信号に誤りが発生しない最低の尤度がしきい値として予め設定されている。そして、不使用DRC検出部302では、このしきい値よりも小さい尤度のDRC信号が検出されて、検出結果が割り当て部101に出力される。40

【0097】

このように本実施の形態に係る基地局を図5に示すような構成とした場合にも、上記同様の効果を呈する。

【0098】

(実施の形態2)

本発明の実施の形態2に係る通信端末は、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど、他のDRC信号の符号語に対する最小符号間距離が大きい符号語に変換して送信するものである。50

【 0 0 9 9 】

図6は、本発明の実施の形態2に係る通信端末の構成を示すブロック図である。この図に示すように本実施の形態に係る通信端末は、図3に示す変調部203、拡散部204、DRCパワ制御部205および送信パワテーブル206に代えて、符号語選択部401、符号語テーブル402、変調部403および拡散部404を備えて構成される。なお、以下の説明では、図3と同じ構成には図3と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

【 0 1 0 0 】

符号語選択部401は、符号語テーブル402を参照して、DRC信号作成部202で作成されたDRC信号を、所定の符号語に変換して、変調部403に出力する。変調部403は、符号語を変調して拡散部404に出力する。拡散部404は、変調部403からの出力信号を拡散して多重部210に出力する。

10

【 0 1 0 1 】

次に、本実施の形態に係る通信端末の動作について説明する。

まず、符号語テーブル402の設定内容について説明する。図7は、本発明の実施の形態2に係る通信端末が備える符号語テーブルの内容を示す図である。

【 0 1 0 2 】

符号語テーブル402には、DRC番号とDRC信号変換後の符号語との対応関係が示されており、DRC番号が大きくなるほど、最小符号間距離が大きい符号語に変換されるように設定されている。なお、ここでは、DRC番号には1～5が使用されており、番号が大きいほど下り回線の回線品質が良いことを示すものとする。つまり、符号語テーブル402には、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど、最小符号間距離が大きい符号語に変換されるように設定されている。

20

【 0 1 0 3 】

ここで、符号間距離とは、各符号語間において相違するビット数であり、最小符号間距離とは、ある符号語が他のすべての符号語に対して相違する最低のビット数である。具体的には、DRC番号5のDRC信号に対応する符号語は'111111111'であり、この符号語'111111111'は、DRC番号1～4のDRC信号に対応する符号語のいずれと比較した場合にも、最低でも6ビット相違する。よって、DRC番号5のDRC信号に対応する符号語の最小符号間距離は6である。同様に、DRC番号4のDRC信号に対応する符号語の最小符号間距離は3である。

30

【 0 1 0 4 】

よって、DRC番号5のDRC信号に対応する符号語は、DRC番号4のDRC信号に対応する符号語よりも、他の符号語に誤りにくくなる。つまり、最小符号間距離が大きい符号語ほど、他の符号語に誤りにくくなる。

【 0 1 0 5 】

符号語選択部401においては、DRC信号作成部202から出力されたDRC信号が符号語テーブル402に設定された符号語に変換されて、変調部403に出力される。具体的には、例えば、DRC信号作成部202から出力されたDRC信号が番号5のDRC信号である場合には、符号語'111111111'に変換される。

40

【 0 1 0 6 】

変換後の符号語は、変調部403において変調され、拡散部404において拡散される。拡散後の符号語は、多重部210においてパイロット信号と多重され、送信RF部211にて無線周波数に周波数変換され、共用器212を介してアンテナ213から基地局に無線送信される。

【 0 1 0 7 】

このように、本実施の形態によれば、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど、他のDRC信号の符号語に対する最小符号間距離が大きい符号語に変換して送信するため、下り回線の回線品質が良いことを示すDRC信号ほど誤りにくくすることができ、基地局において選択される頻度の高いDRC信号の誤り発生率を低くすることができる。これにより、誤ったDRC信号に基づいて通信リソースの割り振りが決定される可能性を

50

低くすることができるので、下り回線のスループットの低下を防止することができる。

【0108】

また、本実施の形態によれば、DRC信号の送信パワを増加させることなく基地局において選択される頻度の高いDRC信号の誤り発生率を低くすることができるため、通信端末の消費電力を増加させることなく、誤ったDRC信号に基づいて通信リソースの割り振りが決定される可能性を低くすることができる。

【0109】

また、本実施の形態によれば、符号語の符号長を一定にしたまま各DRC信号に対応する符号語の誤りにくさを変えることができるため、基地局では、各符号長に応じて復調系統を複数備える必要がないので、基地局の装置構成を簡易にすることができる。

10

【0110】

(実施の形態3)

本発明の実施の形態3に係る基地局は、通信リソースの割り振りが決定される際に除外されるDRC信号の発生率に基づいてテーブル書き換えのための制御信号を通信端末へ送信し、本発明の実施の形態3に係る通信端末は、基地局から送信された制御信号に基づいて送信パワーテーブルまたは符号語テーブルの内容を書き換えるものである。

【0111】

図8は、本発明の実施の形態3に係る基地局の構成を示すブロック図である。この図に示すように本実施の形態に係る基地局は、図2に示す構成に、さらに検出率算出部501、制御信号作成部502、変調部503および拡散部504を備えて構成される。なお、以下の説明では、図2と同じ構成には図2と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

20

【0112】

図8において、検出率算出部501は、不使用DRC検出部116での検出率を算出し、制御信号作成部502に出力する。すなわち、検出率算出部501は、通信リソースの割り振りが決定される際に除外されるDRC信号の発生率を算出する。制御信号作成部502は、検出率に基づいてテーブル書き換えのための制御信号(以下「テーブル書き換え信号」という。)を作成し変調部503へ出力する。変調部503は、テーブル書き換え信号を変調し、拡散部504へ出力する。拡散部504は、変調部503からの出力信号を拡散して多重部108に出力する。

【0113】

30

図9は、本発明の実施の形態3に係る通信端末の構成を示すブロック図である。この図に示すように本実施の形態に係る通信端末は、図3に示す構成に、さらに逆拡散部601、復調部602およびテーブル書き換え部603を備えて構成される。なお、以下の説明では、図3と同じ構成には図3と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

【0114】

図9において、逆拡散部601は、ベースバンド信号を、テーブル書き換え信号を拡散している拡散コードで逆拡散して復調部602に出力する。復調部602は、逆拡散部601からの出力信号を復調してテーブル書き換え信号を抽出して、テーブル書き換え部603へ出力する。テーブル書き換え部603は、テーブル書き換え信号に従って送信パワーテーブルの内容を書き換える。

40

【0115】

次に、上記図8に示した基地局と上記図9に示した通信端末との間における信号の送受の手順について説明する。

【0116】

まず、基地局の検出率算出部501において、不使用DRC検出部116での検出率が算出されて、制御信号作成部502へ出力される。検出率は、例えば、所定の時間における検出回数から算出することができる。

【0117】

制御信号作成部502は、検出率の所定のしきい値が設定されており、このしきい値と検出率算出部501で算出された検出率とが比較される。そして、検出率算出部501で算

50

出された検出率がしきい値以上となる場合には、送信パワーテーブル 206 に設定されている送信パワをすべて増加させるように指示するテーブル書き換え信号が作成され、変調部 503 に出力される。つまり、制御信号作成部 502 では、通信リソースの割り振りが決定される際に除外される DRC 信号の発生率が所定のしきい値以上となる場合には、各 DRC 信号の送信パワを現在よりも一律に増加させるように指示するテーブル書き換え信号が作成される。

【 0118 】

テーブル書き換え信号は、変調部 503 にて変調され、拡散部 504 にて拡散され、多重部 108 に出力される。拡散後のテーブル書き換え信号は、多重部 108 にて送信データおよびパイロット信号と多重され、送信 RF 部 109 にて無線周波数に周波数変換され、共用器 110 を介してアンテナ 111 から各通信端末に無線送信される。

10

【 0119 】

基地局から無線送信された無線信号は、通信端末のアンテナ 213 に受信され、共用器 212 を介し、受信 RF 部 214 にてベースバンドに周波数変換される。ベースバンド信号は、逆拡散部 601 にて逆拡散され、復調部 602 にて復調されてテーブル書き換え信号が抽出される。抽出されたテーブル書き換え信号は、テーブル書き換え部 603 へ出力される。

【 0120 】

そしてテーブル書き換え部 603 によって、テーブル書き換え信号に従って送信パワーテーブル 206 の内容が書き換えられる。つまり、テーブル書き換え部 603 は、送信パワーテーブル 206 に設定されている送信パワをすべて増加させる。

20

【 0121 】

なお、上記説明では、テーブル書き換え部 603 が送信パワーテーブル 206 の内容を書き換える構成としたが、本実施の形態を実施の形態 2 に係る通信端末に適用し、テーブル書き換え部 603 が図 6 に示す符号語テーブル 402 の内容を書き換える構成としてもよい。

【 0122 】

この場合、本実施の形態に係る基地局の制御信号作成部 502 は、検出率算出部 501 で算出された検出率がしきい値以上となる場合には、符号語テーブル 402 に設定されている符号語の最小符号間距離をすべて大きくするように指示するテーブル書き換え信号を作成する。つまり、制御信号作成部 502 は、通信リソースの割り振りが決定される際に除外される DRC 信号の発生率が所定のしきい値以上となる場合には、各 DRC 信号に対応する符号語の最小符号間距離を現在よりも一律に大きくするように指示するテーブル書き換え信号を作成する。そして、通信端末のテーブル書き換え部 603 は、テーブル書き換え信号に従って符号語テーブル 402 の内容を書き換える。つまり、テーブル書き換え部 603 は、符号語テーブル 402 に設定されている符号語を、現在よりも最小符号間距離をすべて大きくした符号語に書き換える。

30

【 0123 】

このように本実施の形態では、通信リソースの割り振りが決定される際に除外される DRC 信号の発生率に基づいて送信パワーテーブルまたは符号語テーブルの内容を書き換える。換言すれば、本実施の形態では、通信環境の変動に対応して適応的に送信パワーテーブルまたは符号語テーブルの内容を書き換える。つまり、本実施の形態によれば、通信環境が悪化して通信リソースの割り振りが決定される際に除外される DRC 信号の発生率が所定のしきい値以上となった場合に、各 DRC 信号の送信パワを増加させ、または各 DRC 信号に対応する符号語の最小符号間距離を大きくするため、通信環境が悪化した場合にも DRC 信号の誤り発生率を抑えることができる。

40

【 0124 】

なお、本実施の形態では、検出率の所定のしきい値は、通信システムが適用される環境を考慮して適宜定められる。

【 0125 】

50

また、本実施の形態では、制御信号作成部 502 にさらに 2 つ目の所定のしきい値を設定し、検出率算出部 501 で算出された検出率がこの 2 つ目のしきい値よりも小さくなる場合には、送信パワーテーブル 206 に設定されている送信パワをすべて減少させるように指示するテーブル書き換え信号を作成するようにしてもよい。これにより、DRC 信号の受信品質が過剰となる場合には DRC 信号の送信パワを下げることができるため、通信端末の消費電力を削減することができる。

【0126】

また、本実施の形態では、不使用 DRC 検出部 116 での検出率に基づいてテーブルの書き換えを行ったが、移動局から送信された DRC 信号のうち通信リソースの割り振りの決定に用いられた DRC 信号の分布に基づいて、その分布が最適な分布になるようにテーブルを書き換えるようにしてもよい。この場合には、図 8 に示す基地局は、検出率算出部に代えて使用 DRC 分布判定部を備えて構成され、使用 DRC 分布判定部は、復調部 114 から出力される DRC 信号と不使用 DRC 検出部 116 から出力される検出結果とから通信リソースの割り振りの決定に用いられた DRC 信号の分布を判定し、その分布を示す信号を制御信号作成部 502 に出力する。また、制御信号作成部 502 は、使用 DRC 分布判定部から出力された分布を示す信号に基づいて、テーブル書き換え信号を作成する。

10

【0127】

(実施の形態 4)

本発明の実施の形態 4 に係る通信端末は、下り回線の回線品質が良いことを示す CIR 情報ほど送信パワを高くして送信するものである。また、本発明の実施の形態 4 に係る基地局は、所定のしきい値より受信パワが低い CIR 情報を除外して、通信リソースの割り当てを行うものである。

20

【0128】

上記実施の形態 1 では、通信端末が、CIR に基づいて通信モードを決定して、その決定した通信モードに対応する DRC 信号を所定の送信パワで基地局に送信し、基地局が、DRC 信号に基づいて各通信端末への通信リソースの割り振りを決定した。DRC 信号は、下り回線の回線品質を示す他の情報（例えば、下り回線の CIR）に比べ非常に少ないビット数で表すことができるため、DRC 信号を用いることにより、上り回線の回線使用効率を高めることができるという長所がある。一方、通信端末は、通信モードを決定して DRC 信号を作成する必要があり、また、通信モード決定用のテーブルや DRC 信号作成用のテーブル等を備える必要があるため、通信端末の消費電力が増大し、装置規模が大きくなってしまうという短所がある。

30

【0129】

そこで、本実施の形態では、通信端末が、CIR 情報を所定の送信パワで基地局に送信し、基地局が、CIR 情報に基づいて通信モードを決定した後、各通信端末への通信リソースの割り振りを決定する。このようにすることにより、上り回線の回線使用効率が多少低くなってしまうという短所があるが、通信端末は、通信モードを決定して DRC 信号を作成する必要がなくなり、また、通信モード決定用のテーブルや DRC 信号作成用のテーブル等を備える必要がなくなるため、通信端末の消費電力を削減でき、装置規模を小さくすることができるという大きな長所がある。また、本実施の形態では、基地局において複数の端末の CIR 情報を比較して正確な通信モードを確実に決定することができるため、本実施の形態は、各通信端末において CIR から通信モードを単純に決定することができない場合等に、特に有効である。

40

【0130】

以下、本実施の形態に係る基地局および本実施の形態に係る通信端末について説明する。図 10 は、本発明の実施の形態 4 に係る基地局の構成を示すブロック図である。なお、以下の説明では、図 2 と同じ構成には図 2 と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

【0131】

図 10 において、復調部 701 は、逆拡散部 113 からの出力信号を復調して CIR 情報を含む信号（以下、「CIR 信号」という。）を抽出し、割り当て部 704 に出力する。

50

【 0 1 3 2 】

受信パワ算出部 702 は、逆拡散後の CIR 信号の受信パワを測定し、不使用 CIR 検出部 703 に出力する。不使用 CIR 検出部 703 には、実施の形態 1 と同様に所定のしきい値が設定されており、このしきい値よりも低い受信パワの CIR 信号を検出し、検出結果を割り当て部 704 に出力する。

【 0 1 3 3 】

なお、逆拡散部 113、復調部 701、受信パワ算出部 702 および不使用 CIR 検出部 703 は、通信端末ごとに設けられており、それぞれの復調部 701 から通信端末ごとの CIR 信号が出力され、それぞれの不使用 CIR 検出部 703 から通信端末ごとの検出結果が出力される。

10

【 0 1 3 4 】

割り当て部 704 は、復調部 701 で抽出された CIR 信号から不使用 CIR 検出部 703 で検出された CIR 信号を除外した CIR 信号が示す CIR 情報に基づいて各通信端末への通信リソースの割り振りを決定する。そして、割り当て部 704 は、決定した通信リソースの割り振りに基づいて、バッファ 102 に下り送信データの出力を指示し、CIR 情報を通信モード決定部 705 に出力する。

【 0 1 3 5 】

通信モード決定部 705 は、割り当て部 704 から出力された CIR 情報に基づいて、変調方式と符号化方式の組み合わせを示す通信モードを決定して、その通信モードを示す信号を変調部 706 に出力する。また、通信モード決定部 705 は、決定した通信モードに基づいて、適応符号化部 103 に下り送信データの符号化方式を指示し、適応変調部 104 に下り送信データの変調方式を指示する。変調部 706 は、通信モードを示す信号を変調し、拡散部 707 に出力する。拡散部 707 は、変調部 706 からの出力信号を拡散して多重部 108 に出力する。

20

【 0 1 3 6 】

図 11 は、本発明の実施の形態 4 に係る通信端末の構成を示すブロック図である。なお、以下の説明では、図 3 と同じ構成には図 3 と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

【 0 1 3 7 】

図 11において、CIR 情報作成部 801 は、CIR 測定部 219 で測定された CIR を示す CIR 信号を作成して、変調部 802 および CIR 情報パワ制御部 804 に出力する。変調部 802 は、CIR 信号を変調して拡散部 803 に出力する。拡散部 803 は、変調部 802 からの出力信号を拡散して CIR 情報パワ制御部 804 に出力する。CIR 情報パワ制御部 804 は、CIR の大きさと送信パワとの対応関係が示されている送信パワーテーブル 805 を参照して、パイロットパワ制御部 209 から出力されたパイロット信号の送信パワに基づいて CIR 信号の送信パワを制御し、送信パワ制御後の CIR 信号を多重部 210 に出力する。

30

【 0 1 3 8 】

逆拡散部 807 は、ベースバンド信号を、通信モードを示す信号を拡散している拡散コードで逆拡散して、逆拡散後の信号を通信モード検出部 808 に出力する。通信モード検出部 808 は、逆拡散部 807 からの出力信号を復調して、通信モードを検出する。そして、通信モード検出部 808 は、検出した通信モードに基づいて、適応復調部 216 に下り受信データの復調方式を指示し、適応復号化部 217 に下り受信データの復号化方式を指示する。

40

【 0 1 3 9 】

次に、上記図 10 に示した基地局と上記図 11 に示した通信端末との間における信号の送受の手順について説明する。

【 0 1 4 0 】

まず、図 11 に示す通信端末において、CIR 測定部 219 では、逆拡散部 218 から出力されたパイロット信号の CIR が測定され、CIR 情報作成部 801 にて、CIR 信号

50

が作成される。

【0141】

CIR信号は、変調部802にて変調され、拡散部803にて拡散され、CIR情報パワ制御部804に出力される。送信パワーテーブル805には、実施の形態1と同様に、CIRの大きさとCIR信号の送信パワとの対応関係が示されており、CIRが大きくなるほどCIR信号の送信パワが高くなるように設定されている。つまり、送信パワーテーブル805には、実施の形態1と同様に、下り回線の回線品質が良いことを示すCIR信号ほど送信パワが高くなるように設定されている。また、送信パワーテーブル805に設定されるCIR信号の送信パワは、実施の形態1と同様に、パイロット信号の送信パワとの比によって表されている。

10

【0142】

CIR情報パワ制御部804においては、パイロットパワ制御部209から出力されたパイロット信号の送信パワが送信パワーテーブル805に設定された比によって調節されることにより、CIR信号の送信パワが求められる。そして、CIR情報パワ制御部804においては、拡散部803から出力されたCIR信号の送信パワがこの求められた送信パワに制御され、送信パワ制御後のCIR信号が多重部210に出力される。

【0143】

送信パワ制御後のCIR信号は、多重部210においてパイロット信号と多重され、送信RF部211にて無線周波数に周波数変換され、共用器212を介してアンテナ213から基地局に無線送信される。

20

【0144】

図10に示す基地局では、復調部701にて、逆拡散部113からの出力信号が復調されてCIR信号が抽出され、割り当て部704に出力される。受信パワ算出部702では、逆拡散後のCIR信号の受信パワが測定され、不使用CIR検出部703に出力される。不使用CIR検出部703には、実施の形態1と同様に、下り回線の回線品質が最も悪いことを示すCIR信号に誤りが発生しない最低の受信パワがしきい値として予め設定されている。そして、不使用CIR検出部703では、このしきい値よりも小さい受信パワのCIR信号が検出されて、検出結果が割り当て部704に出力される。不使用CIR検出部703で検出されたCIR信号は、割り当て部704が通信リソースの割り振りを決定する際に用いないCIR信号である。

30

【0145】

割り当て部704では、復調部701で抽出されたCIR信号から不使用CIR検出部703で検出されたCIR信号が除外された残りのCIR信号が示すCIRに基づいて各通信端末への通信リソースの割り振りが決定され、CIR情報が通信モード決定部705に出力される。

【0146】

通信モード決定部705では、割り当て部704から出力されたCIR情報に基づいて、通信モードが決定され、その通信モードを示す信号が変調部706に出力される。通信モードを示す信号は、変調部706にて変調され、拡散部707にて拡散され、多重部108にて送信データおよびパイロット信号と多重され、送信RF部109にて無線周波数に周波数変換され、共用器110を介してアンテナ111から通信端末に無線送信される。

40

【0147】

図11に示す通信端末では、逆拡散部807にて、ベースバンド信号が逆拡散され、逆拡散後の信号が通信モード検出部808に出力される。通信モード検出部808では、逆拡散部807からの出力信号が復調されて通信モードが検出され、検出された通信モードに基づいて、適応復調部216に下り受信データの復調方式が指示され、適応復号化部217に下り受信データの復号化方式が指示される。

【0148】

このように、本実施の形態によれば、実施の形態1と同様に、下り回線の回線品質が良いことを示すCIR信号ほど送信パワを高くして送信するため、基地局において使用される

50

頻度の高いCIR情報の誤り発生率を低くすることができる。これにより、誤ったCIR情報に基づいて通信リソースの割り振りが決定される可能性を低くすることができるので、下り回線のスループットの低下を防止することができる。

【0149】

また、本実施の形態のよれば、実施の形態1と同様に、下り回線の回線品質が最も悪いことを示すCIR信号が誤って受信されない最低の受信パワよりも低い受信パワのCIR信号を除外するため、下り回線の回線品質が悪いことを示すCIR信号が従来に比べ低い送信パワで送信されても、誤ったCIR情報に基づいて通信リソースの割り振りが決定されることを防止することができる。

【0150】

なお、本実施の形態に係る基地局を図12に示すような構成としてもよい。図12は、本発明の実施の形態4に係る基地局の別の構成を示すブロック図である。すなわち、図10に示した受信パワ算出部702および不使用CIR検出部703に代えて、尤度算出部901および不使用CIR検出部902を備えて基地局を構成するようにしてもよい。なお、以下の説明では、図10と同じ構成には図10と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

10

【0151】

図12において、尤度算出部901は、CIR信号の確からしさの度合いを示す尤度を算出し、不使用CIR検出部902に出力する。不使用CIR検出部902には、下り回線の回線品質が最も悪いことを示すCIR信号に誤りが発生しない最低の尤度がしきい値として予め設定されている。そして、不使用CIR検出部902では、このしきい値よりも小さい尤度のCIR信号が検出されて、検出結果が割り当て部704に出力される。

20

【0152】

このように本実施の形態に係る基地局を図12に示すような構成とした場合にも、上記同様の効果を呈する。

【0153】

(実施の形態5)

本発明の実施の形態5に係る通信端末は、下り回線の回線品質が良いことを示すCIR信号ほど、他のCIR信号の符号語に対する最小符号間距離が大きい符号語に変換して送信するものである。

30

【0154】

図13は、本発明の実施の形態5に係る通信端末の構成を示すブロック図である。この図に示すように本実施の形態に係る通信端末は、図11に示す変調部802、拡散部803、CIR情報パワ制御部804および送信パワテーブル805に代えて、符号語選択部1001、符号語テーブル1002、変調部1003および拡散部1004を備えて構成される。なお、以下の説明では、図11と同じ構成には図11と同じ符号を付してその詳しい説明は省略する。

【0155】

符号語選択部1001は、符号語テーブル1002を参照して、CIR情報作成部801で作成されたCIR信号を、所定の符号語に変換して、変調部1003に出力する。変調部1003は、符号語を変調して拡散部1004に出力する。拡散部1004は、変調部1003からの出力信号を拡散して多重部210に出力する。

40

【0156】

次に、本実施の形態に係る通信端末の動作について説明する。

符号語テーブル1002には、上記実施の形態2と同様に、CIRの大きさとCIR信号変換後の符号語との対応関係が示されており、CIRの大きさが大きくなるほど、最小符号間距離が大きい符号語にCIR信号が変換されるように設定されている。つまり、符号語テーブル1002には、下り回線の回線品質が良いことを示すCIR信号ほど、最小符号間距離が大きい符号語に変換されるように設定されている。

【0157】

50

符号語選択部 1001においては、CIR情報作成部801から出力されたCIR信号が符号語テーブル1002に設定された符号語に変換されて、変調部1003に出力される。変換後の符号語は、変調部1003において変調され、拡散部1004において拡散される。拡散後の符号語は、多重部210においてパイロット信号と多重され、送信RF部211にて無線周波数に周波数変換され、共用器212を介してアンテナ213から基地局に無線送信される。

【0158】

このように、本実施の形態によれば、実施の形態2と同様に、下り回線の回線品質が良いことを示すCIR信号ほど、他のCIR信号の符号語に対する最小符号間距離が大きい符号語に変換して送信するため、基地局において使用される頻度の高いCIR情報の誤り発生率を低くすることができる。これにより、誤ったCIR情報に基づいて通信リソースの割り振りが決定される可能性を低くすることができるので、下り回線のスループットの低下を防止することができる。10

【0159】

また、本実施の形態によれば、実施の形態2と同様に、CIR信号の送信パワを増加させることなく基地局において使用される頻度の高いCIR情報の誤り発生率を低くすることができるため、通信端末の消費電力を増加させることなく、誤ったCIR情報に基づいて通信リソースの割り振りが決定される可能性を低くすることができる。

【0160】

また、本実施の形態によれば、実施の形態2と同様に、符号語の符号長を一定にしたまま各CIR信号に対応する符号語の誤りにくさをえることができるため、基地局では、各符号長に応じて復調系統を複数備える必要がないので、基地局の装置構成を簡易にすることができる。20

【0161】

(実施の形態6)

本発明の実施の形態6～8に係る通信端末は、CIR情報のうち変化量が大きい情報ほど伝播路において誤りにくくして送信するものである。換言すれば、本発明の実施の形態6～8に係る通信端末は、CIR情報のうち大まかな値を示す情報ほど伝搬路において誤りにくくして送信するものである。

【0162】

ここで、「変化量が大きい情報」および「大まかな値を示す情報」とは、具体的には例えば、CIR値が少数値(例えば、8.7dB)で示される場合には、整数部分(すなわち、ここでは'8')のことである。この場合、整数部分の1単位あたりの変化量は1dBであり、少数部分の1単位あたりの変化量は0.1dBであるため、整数部分が「変化量が大きい情報」となる。したがって、基地局では、整数部分を誤って受信すると、少数部分を誤って受信した場合に比べて、誤りの度合いが大きくなってしまい、誤った通信モードが決定されてしまう可能性が高くなる。すなわち、下り回線のスループットが低下する可能性が高くなってしまう。

【0163】

また、CIR情報は、通常、限られたビット数の符号語に変換されて基地局に送信される。また、CIR情報の送信に使用できる送信パワや拡散コードの拡散率にも制限がある。よって、CIR情報全体を誤りにくくすることは限界があり、難しい。40

【0164】

そこで、本発明の実施の形態6～8では、CIR情報の送信についての上記制限内で、CIR情報のうち「変化量が大きい情報」(すなわち、「大まかな値を示す情報」)だけでも正確に受信されるように、上記制限内で「変化量が大きい情報」ほど伝播路において誤りにくくして送信する。

【0165】

以下、本発明の実施の形態6に係る通信端末について説明する。本発明の実施の形態6に係る通信端末は、CIR値のうち上位の桁の値ほど符号長が長い符号語に変換して送信す50

るものである。

【0166】

図14は、本発明の実施の形態6に係る通信端末の構成を示すブロック図である。なお、以下の説明では、図11と同じ構成には図11と同じ符号を付して、その詳しい説明は省略する。

【0167】

図14において、CIR信号作成部1101は、CIR測定部219で測定されたCIR値を符号語に変換してCIR信号を作成し、作成したCIR信号を多重部210に出力する。この際、CIR信号作成部1101は、CIR値のうち上位の桁の値ほど符号長が長い符号語に変換してCIR信号を作成する。

10

【0168】

次いで、CIR信号作成部1101の構成について説明する。図15は、本発明の実施の形態6に係る通信端末のCIR信号作成部の構成を示すブロック図である。

【0169】

図15において、上位桁情報生成部1201は、CIR測定部219から出力されたCIR値のうち上位の桁の値を6ビット符号化部1203に出力する。下位桁情報生成部1202は、CIR測定部219から出力されたCIR値のうち下位の桁の値を4ビット符号化部1204に出力する。具体的には、例えばCIR測定部219から出力されたCIR値が8.7dBであった場合には、上位桁情報生成部1201は、「8」という整数部分の値を6ビット符号化部1203に出力し、下位桁情報生成部1202は、「7」という少数部分の値を4ビット符号化部1204に出力する。

20

【0170】

6ビット符号化部1203は、上位桁情報生成部1201から出力された値（ここでは、「8」）を6ビットの符号語に変換して、6ビットの符号語を時間多重部1205に出力する。4ビット符号化部1204は、下位桁情報生成部1202から出力された値（ここでは、「7」）を4ビットの符号語に変換して、4ビットの符号語を時間多重部1205に出力する。なお、ここでは、CIR値を示すのに使用できるビット数は10ビットであるものとする。

【0171】

時間多重部1205は、1スロットの前半部分に6ビットの符号語を格納し、それに続く後半部分に4ビットの符号語を格納することにより、CIR値の整数部分の符号語（すなわち、上位の桁の値に対応する符号語）とCIR値の少数部分の符号語（すなわち、下位の桁の値に対応する符号語）とを時間多重する。そして、時間多重部1205は、時間多重した10ビットの符号語をCIR信号として変調部1206に出力する。なお、ここでは、10ビットで1スロットが構成され、前半6ビットでCIR値の整数部分を表し、後半4ビットでCIR値の少数部分を表すものとする。

30

【0172】

変調部1206は、CIR信号を変調して拡散部1207に出力する。拡散部1207は、変調部1206からの出力信号を拡散して多重部210に出力する。

【0173】

40

次いで、上記構成を有する通信端末の動作について説明する。

6ビット符号化部1203では、CIR値のうち上位の桁の値（ここでは、「8」）が6ビットの符号語に変換される。一方、4ビット符号化部1204では、CIR値のうち下位の桁の値（ここでは、「7」）が4ビットの符号語に変換される。

【0174】

6ビットで表される符号語の種類は 2^6 個であり、4ビットで表される符号語の種類は 2^4 個であるため、6ビットで表される符号語の方が各符号語間における最小符号間距離を大きくとることができる。よって、6ビットで表される符号語の方が、4ビットで表される符号語に比べて、他の符号語に誤りにくくなる。つまり、本実施の形態では、CIR値のうち上位の桁の値の方が誤りにくくなる。

50

【 0 1 7 5 】

このように、本実施の形態に係る通信端末は、CIR値を示すのに使用できる10ビットという制限内で、CIR値のうち上位の桁の値ほど符号長が長い符号語に変換することにより、変化量が大きい上位の桁の値ほど誤りにくくして送信することができる。これにより、伝播路においてたとえCIR信号に誤りが発生したとしても、基地局では、CIR値のうち上位の桁の値ほど正確に受信できる確率が高くなり、CIR値の誤りの度合いを小さく抑えることができる。よって、基地局では、誤った通信モードが決定される可能性を低くすることができる。

【 0 1 7 6 】

なお、本実施の形態においては、上位の桁の値が6ビットの符号語に変換され下位の桁の値が4ビットの符号語に変換されるとして説明した。しかし、上位の桁の値に対応する符号語のビット数が下位の桁の値に対応する符号語のビット数よりも多ければ、これらのビット数に特に制限されない。10

【 0 1 7 7 】**(実施の形態 7)**

本発明の実施の形態7に係る通信端末は、CIR値のうち上位の桁の値ほど送信パワを高くして送信するものである。

【 0 1 7 8 】

本実施の形態に係る通信端末は、実施の形態6に係る通信端末と、CIR信号作成部1101の内部構成のみが相違するため、以下の説明では、CIR信号作成部1101についてのみ説明する。1120

【 0 1 7 9 】

図16は、本発明の実施の形態7に係る通信端末のCIR信号作成部の構成を示すブロック図である。なお、以下の説明では、図15と同じ構成には図15と同じ符号を付して、その詳しい説明は省略する。

【 0 1 8 0 】

図16に示すCIR信号作成部1101は、CIR測定部219で測定されたCIR値を符号語に変換した後、上位の桁の値ほど送信パワを高くしてCIR信号を作成する。

【 0 1 8 1 】

図16において、5ビット符号化部1301は、上位桁情報生成部1201から出力された値を5ビットの符号語に変換して、5ビットの符号語を変調部1303に出力する。また、5ビット符号化部1302は、下位桁情報生成部1202から出力された値を5ビットの符号語に変換して、5ビットの符号語を変調部1304に出力する。このように、本実施の形態では、上位の桁の値も下位の桁の値も共に5ビットの符号語に変換されるため、符号語の点からは、両者間において誤りにくさに差はない。30

【 0 1 8 2 】

変調部1303は、5ビット符号化部1301から出力された符号語を変調して、上位桁拡散部1305に出力する。また、変調部1304は、5ビット符号化部1302から出力された符号語を変調して、下位桁拡散部1306に出力する。

【 0 1 8 3 】

上位桁拡散部1305は、変調部1303からの出力信号を拡散して、上位桁パワ制御部1307に出力する。また、下位桁拡散部1306は、変調部1304からの出力信号を拡散して、下位桁パワ制御部1308に出力する。この際、上位桁拡散部1305と下位桁拡散部1306とは、拡散率が同じで違う種類の拡散コードを使用してそれぞれ拡散処理を行う。つまり、CIR値の上位の桁の値と下位の桁の値とは、拡散率が同じで違う種類の拡散コードで拡散される。40

【 0 1 8 4 】

上位桁パワ制御部1307は、パイラットパワ制御部209から出力されたパイラット信号の送信パワに基づいて、CIR値の上位の桁の値を示す信号の送信パワを制御し、送信パワ制御後の信号をコード多重部1309に出力する。また、下位桁パワ制御部130850

は、パイロットパワ制御部 209 から出力されたパイロット信号の送信パワに基づいて、CIR 値の下位の桁の値を示す信号の送信パワを制御し、送信パワ制御後の信号をコード多重部 1309 に出力する。なお、送信パワの具体的な制御方法は後述する。

【0185】

コード多重部 1309 は、CIR 値の上位の桁の値を示す信号と下位の桁の値を示す信号とを同一時間帯で多重する。つまり、コード多重部 1309 は、上位の桁の値を示す信号と下位の桁の値を示す信号とをコード多重する。

【0186】

次いで、上記構成を有する通信端末の動作について説明する。

上位桁パワ制御部 1307 では、CIR 値の上位の桁の値を示す信号が、パイロット信号の送信パワよりも所定の値だけ高い送信パワに制御される。また、下位桁パワ制御部 1308 では、CIR 値の下位の桁の値を示す信号が、パイロット信号の送信パワよりも所定の値だけ低い送信パワに制御される。つまり、CIR 値のうち上位の桁の値ほど送信パワが高くなる。

10

【0187】

このように、本実施の形態に係る通信端末は、CIR 値のうち上位の桁の値ほど送信パワを高くして送信することにより、変化量が大きい上位の桁の値ほど誤りにくくして送信することができる。これにより、伝播路においてたとえ CIR 信号に誤りが発生したとしても、基地局では、CIR 値のうち上位の桁の値ほど正確に受信できる確率が高くなり、CIR 値の誤りの度合いを小さく抑えることができる。よって、基地局では、誤った通信モードが決定される可能性を低くすることができる。

20

【0188】

また、本実施の形態では、従来の CIR 信号の送信パワ（つまり、ここでのパイロット信号の送信パワ）に比べ、上位の桁の値については送信パワを高くし、下位の桁の値については上位の桁の値について高くした分だけ送信パワを低くして、送信パワの増減値の合計を ±0 dB とすることにより、CIR 信号全体の送信パワを従来の CIR 信号の送信パワと同一に保つようにした。よって、本実施の形態によれば、CIR 信号の送信パワを従来と同一に保ったまま、上位の桁の値ほど誤りにくくして送信することができる。つまり、上り回線のキャパシティを従来に比べ減少させることなく、上位の桁の値ほど誤りにくくして送信することができる。

30

【0189】

（実施の形態 8）

本発明の実施の形態 8 に係る通信端末は、CIR 値のうち上位の桁の値ほど拡散率の高い拡散コードで拡散して送信するものである。

【0190】

本実施の形態に係る通信端末は、実施の形態 6 および 7 に係る通信端末と、CIR 信号作成部 1101 の内部構成のみが相違するため、以下の説明では、CIR 信号作成部 1101 についてのみ説明する。

【0191】

図 17 は、本発明の実施の形態 8 に係る通信端末の CIR 信号作成部の構成を示すプロック図である。なお、以下の説明では、図 15 または図 16 と同じ構成には図 15 または図 16 と同じ符号を付して、その詳しい説明は省略する。

40

【0192】

図 17 に示す CIR 信号作成部 1101 は、CIR 測定部 219 で測定された CIR 値を符号語に変換した後、上位の桁の値ほど拡散率の高い拡散コードで拡散して CIR 信号を作成する。

【0193】

図 17 において、上位桁拡散部 1401 は、変調部 1303 からの出力信号を拡散して、時間多重部 1205 に出力する。また、下位桁拡散部 1402 は、変調部 1304 からの出力信号を拡散して、時間多重部 1205 に出力する。この際、上位桁拡散部 1401 は

50

、下位桁拡散部 1402 で使用されるのと同じ種類で、かつ下位桁拡散部 1402 での拡散率よりも高い拡散率の拡散コードで拡散処理を行う。つまり、CIR 値の上位の桁の値は、下位の桁の値よりも高い拡散率で拡散される。これにより、上位の桁の値ほど伝搬路において誤りにくくなる。

【0194】

このように、本実施の形態に係る通信端末は、CIR 値のうち上位の桁の値ほど拡散率を高くして送信することにより、変化量が大きい上位の桁の値ほど誤りにくくして送信することができる。これにより、伝播路においてたとえ CIR 信号に誤りが発生したとしても、基地局では、CIR 値のうち上位の桁の値ほど正確に受信できる確率が高くなり、CIR 値の誤りの度合いを小さく抑えることができる。よって、基地局では、誤った通信モードが決定される可能性を低くすることができる。10

【0195】

また、本実施の形態では、従来の CIR 信号の拡散率に比べ、上位の桁の値については拡散率を高くし、下位の桁の値については上位の桁の値について高くした分だけ拡散率を低くする。このようにして、1 スロットで送れるデータ量を従来の CIR 信号と同等に保つようにした。よって、本実施の形態によれば、1 スロットで送れるデータ量を減少させることなく、上位の桁の値ほど誤りにくくして送信することができる。

【0196】

なお、上記実施の形態 1 に係る通信端末と上記実施の形態 2 に係る通信端末とを組み合わせて実施することも可能である。また、上記実施の形態 4 に係る通信端末と上記実施の形態 5 に係る通信端末とを組み合わせて実施することも可能である。また、上記実施の形態 6 ~ 8 に係る通信端末をそれぞれ組み合わせて実施することも可能である。また、上記実施の形態 4 に係る通信端末が備える送信パワーテーブルおよび上記実施の形態 5 に係る通信端末が備える符号語テーブルを、上記実施の形態 3 と同様にして、基地局からの制御信号に基づいて適宜書き換えることも可能である。20

【0197】

また、上記実施の形態 1 ~ 8 では、パイロット信号が時間多重される場合について説明したが、上記実施の形態 1 ~ 8 はこれに限られるものではなく、パイロット信号がコード多重される場合にも適用可能なものである。

【0198】

また、上記実施の形態 1 ~ 8 では、パイロット信号の受信品質を示す値として CIR を用いたが、これに限られるものではなく、受信品質を示せる値であればいかなる値を用いても構わない。30

【0199】

また、上記実施の形態 1 ~ 5 では、不使用 DRC 検出部および不使用 CIR 検出部に設定される所定のしきい値を固定値としたが、DRC 信号の誤り率や CIR 信号の誤り率に応じてしきい値を適応的に変化させる構成としてもよい。

【0200】

また、上記実施の形態 6 ~ 8 では、各符号語を多重する際には、時間多重およびコード多重のどちらを用いて多重してもよい。40

【0201】

また、上記実施の形態 6 ~ 8 では、整数部分 1 桁、少数部分 1 桁で表される CIR 値を一例に挙げて説明した。しかし、これに限られるものではなく、上記実施の形態 6 ~ 8 は、複数の桁で表される CIR 値についてすべて実施可能なものである。

【0202】

また、上記実施の形態 6 ~ 8 では、CIR 値の上位の桁の値を「変化量が大きい情報」として説明した。しかし、「変化量が大きい情報」は、必ずしも桁の大きさと対応するものではない。例えば、まず 2 dB ずつ変化する値で 0 dB, 2 dB, 4 dB, 6 dB... と大まかな値を示し、その大まかな値に対し 1 dB の増加の有無を示す情報を付加して CIR 値を整数で表す方法を探る場合には、2 dB ずつ変化する値が「変化量が大きい情報」となる。この方法50

では、例えば7dBのCIR値を表す場合には、6dBを示す情報と1dBの増加が有ることを示す情報との2つの情報が含まれたCIR信号が基地局に送信される。この際通信端末装置は、上記実施の形態6～8と同様にして、6dBを示す情報を1dBの増加が有することを示す情報よりも誤りにくくして送信する。

【0203】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、下り回線の回線品質に基づいて各通信端末に通信リソースが割り振られる通信システムにおいて、下り回線のスループットの低下を防止することができる。

【図面の簡単な説明】

10

【図1】基地局におけるDRC信号の選択頻度を示したグラフ

【図2】本発明の実施の形態1に係る基地局の構成を示すブロック図

【図3】本発明の実施の形態1に係る通信端末の構成を示すブロック図

【図4】本発明の実施の形態1に係る通信端末が備える送信パワーテーブルの内容を示す図

【図5】本発明の実施の形態1に係る基地局の別の構成を示すブロック図

【図6】本発明の実施の形態2に係る通信端末の構成を示すブロック図

【図7】本発明の実施の形態2に係る通信端末が備える符号語テーブルの内容を示す図

【図8】本発明の実施の形態3に係る基地局の構成を示すブロック図

【図9】本発明の実施の形態3に係る通信端末の構成を示すブロック図

【図10】本発明の実施の形態4に係る基地局の構成を示すブロック図

20

【図11】本発明の実施の形態4に係る通信端末の構成を示すブロック図

【図12】本発明の実施の形態4に係る基地局の別の構成を示すブロック図

【図13】本発明の実施の形態5に係る通信端末の構成を示すブロック図

【図14】本発明の実施の形態6に係る通信端末の構成を示すブロック図

【図15】本発明の実施の形態6に係る通信端末のCIR信号作成部の構成を示すブロック図

【図16】本発明の実施の形態7に係る通信端末のCIR信号作成部の構成を示すブロック図

【図17】本発明の実施の形態8に係る通信端末のCIR信号作成部の構成を示すブロック図

30

【符号の説明】

101, 704 割り当て部

102 バッファ

103 適応符号化部

104 適応変調部

105, 107, 204, 208, 704, 504, 707, 803, 1004 拡散部

106, 203, 207, 403, 503, 706, 802, 1003 変調部

108, 210 多重部

113, 215, 218, 601 逆拡散部

114, 602, 701 復調部

40

115, 702 受信パワ算出部

116, 302 不使用DRC検出部

201, 705 通信モード決定部

202 DRC信号作成部

205 DRCパワ制御部

206, 805 送信パワーテーブル

209 パイロットパワ制御部

216 適応復調部

217 適応復号化部

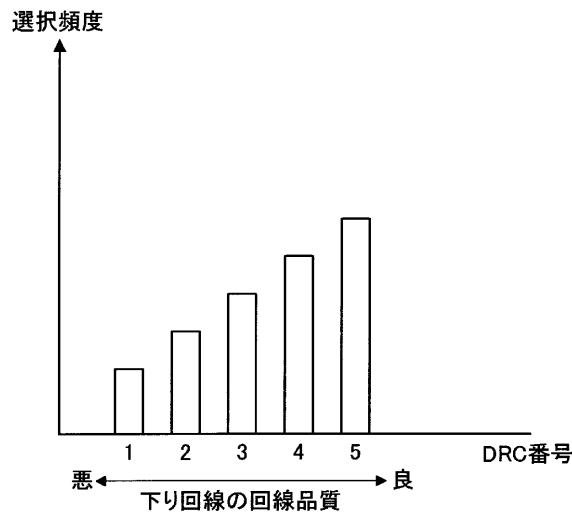
219 CIR測定部

50

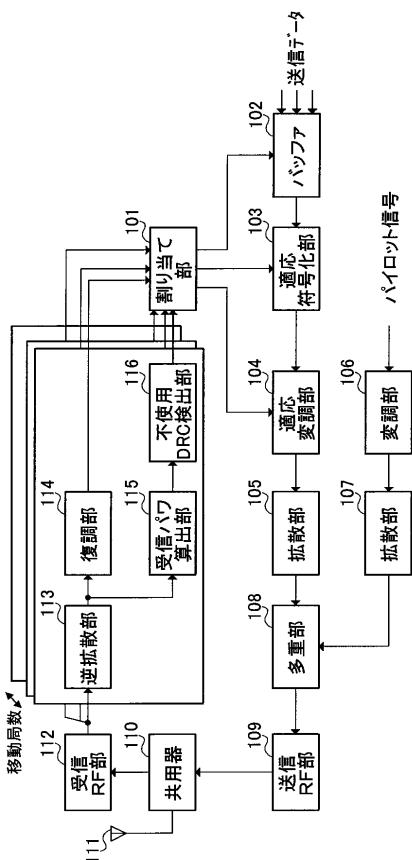
3 0 1 , 9 0 1 尤度算出部
 4 0 1 , 1 0 0 1 符号語選択部
 4 0 2 , 1 0 0 2 符号語テーブル
 5 0 1 検出率算出部
 5 0 2 制御信号作成部
 6 0 3 テーブル書き換え部
 7 0 3 , 9 0 2 不使用 C I R 検出部
 8 0 1 C I R 情報作成部
 8 0 4 C I R 情報パワ制御部
 1 1 0 1 C I R 信号作成部
 1 2 0 1 上位桁情報生成部
 1 2 0 2 下位桁情報生成部
 1 2 0 3 6 ビット符号化部
 1 2 0 4 4 ビット符号化部
 1 3 0 5 , 1 4 0 1 上位桁拡散部
 1 3 0 6 , 1 4 0 2 下位桁拡散部
 1 3 0 7 上位桁パワ制御部
 1 3 0 8 下位桁パワ制御部

10

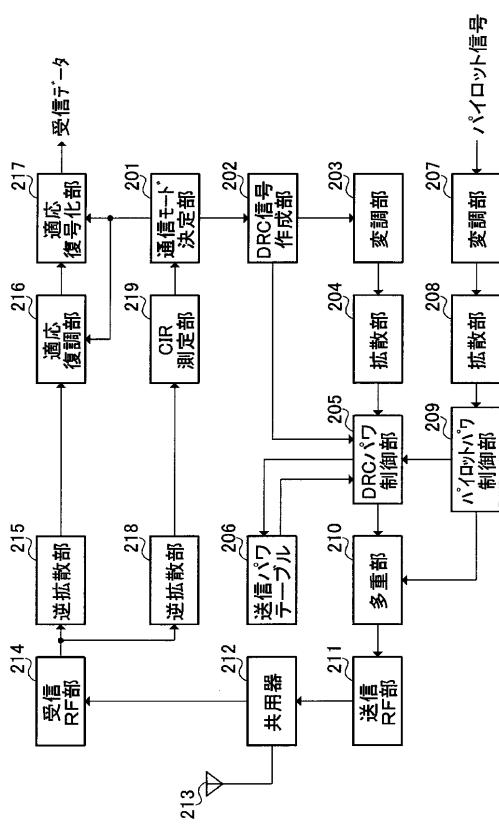
【図1】



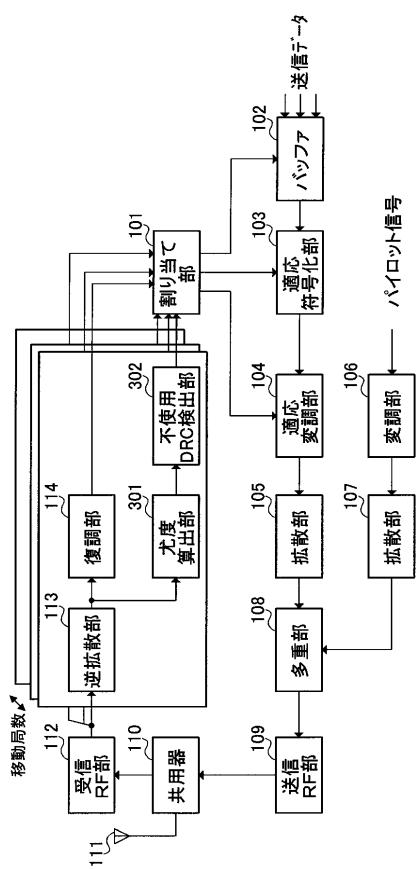
【図2】



【 义 3 】



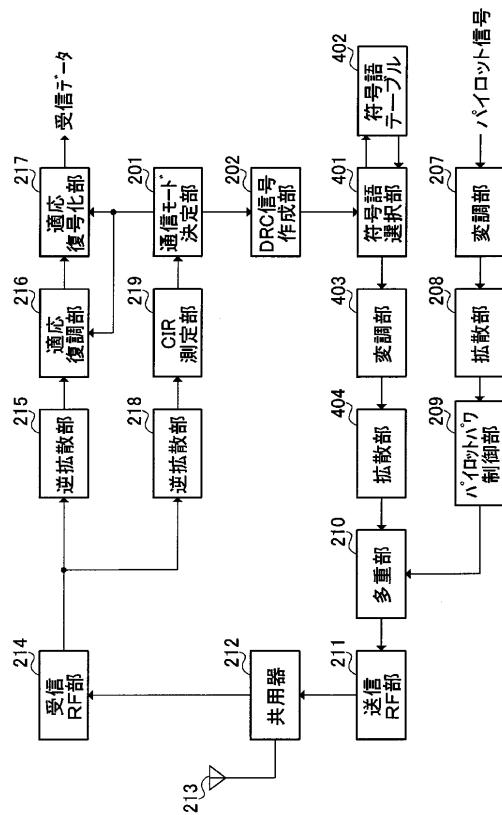
【圖 5】



【 図 4 】

DRC 番号	送信パワ (パイロット信号の送信パワとの比)
1	-2dB
2	-1dB
3	0dB
4	+1dB
5	+2dB

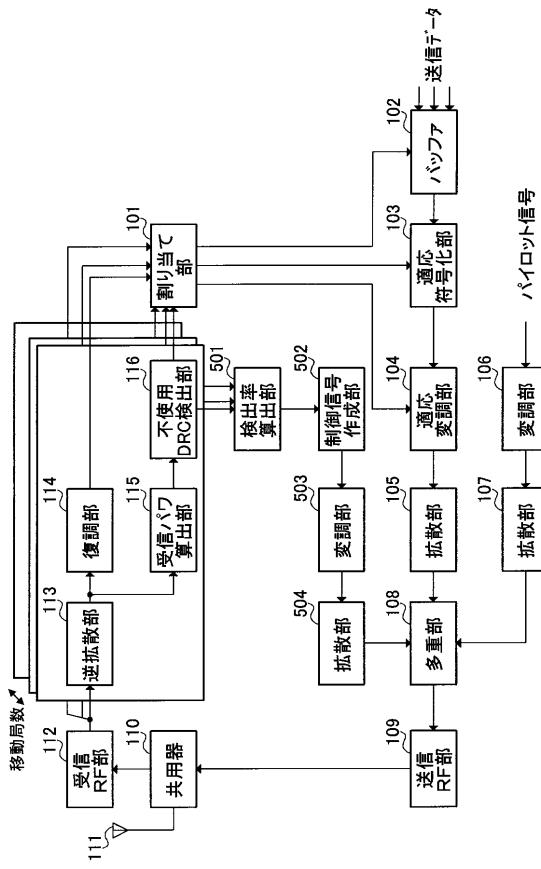
【図6】



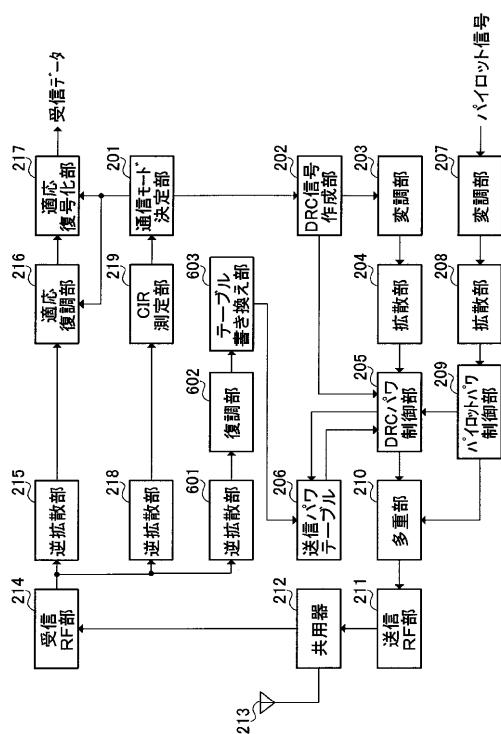
【 図 7 】

DRC 番号	符号語	最小符号間距離
1	000000000	1
2	000000001	1
3	000000110	2
4	000111000	3
5	111111111	6

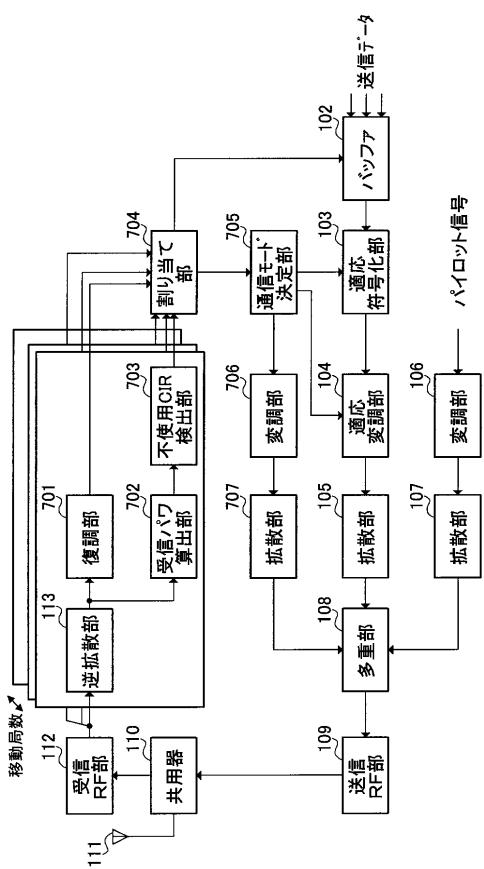
【 四 8 】



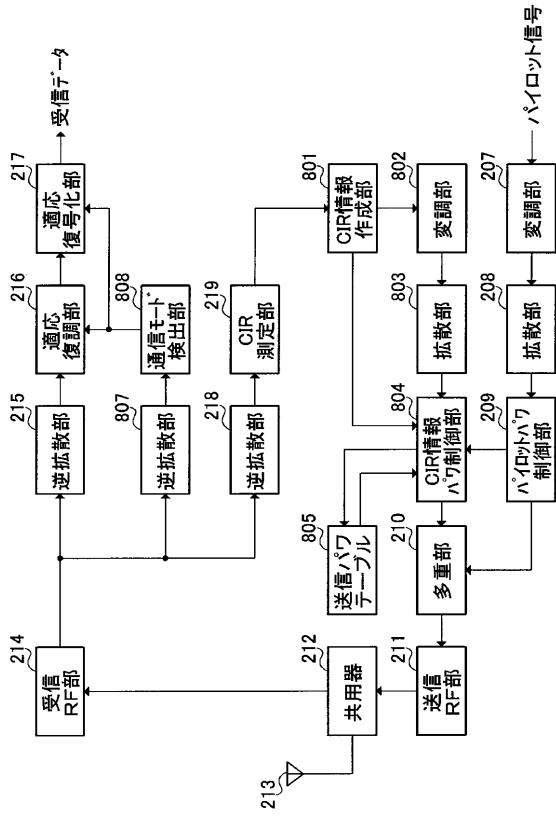
【図9】



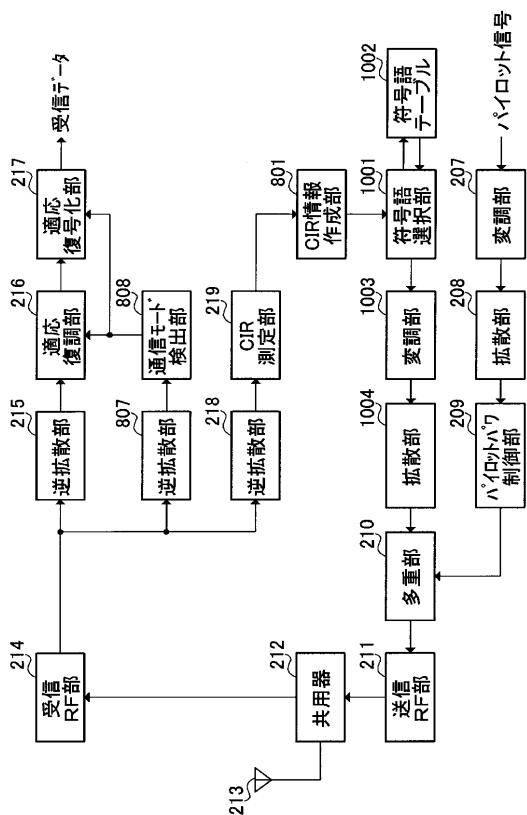
【図10】



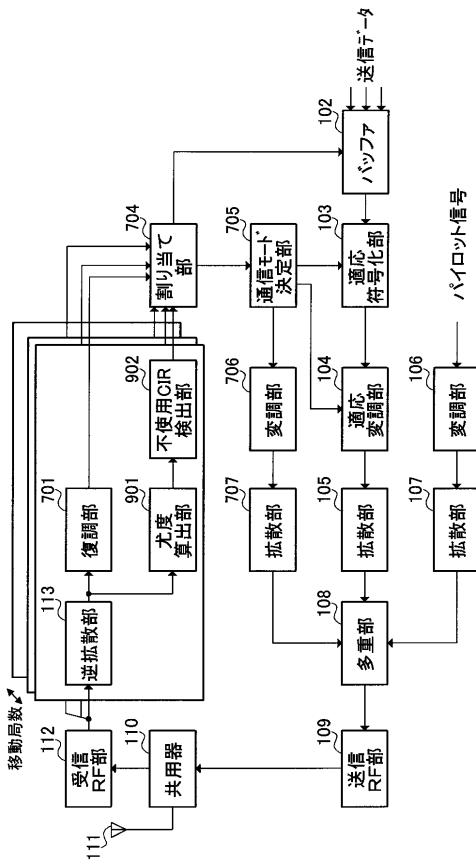
【 図 1 1 】



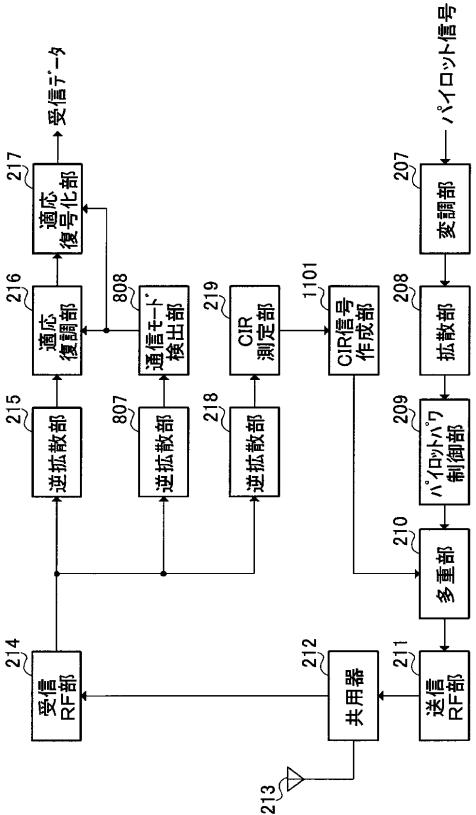
【 図 1 3 】



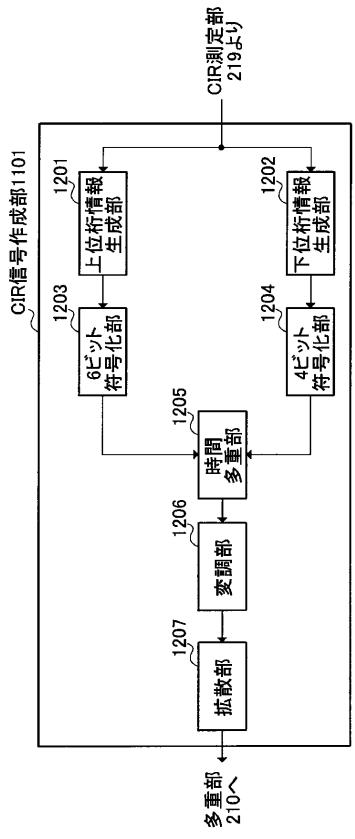
【図12】



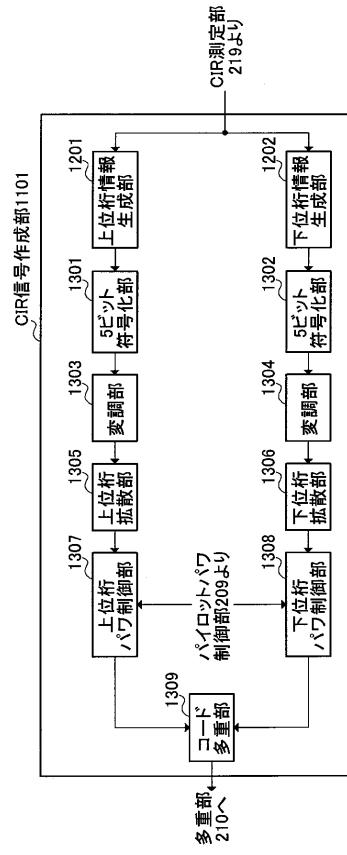
【図14】



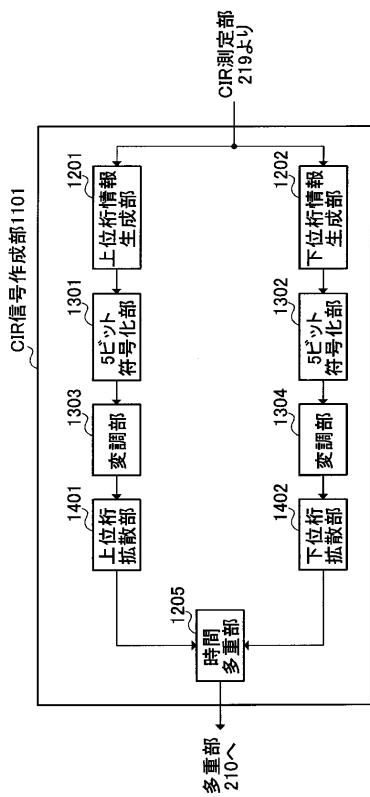
【図15】



【図16】



【図17】



フロントページの続き

審査官 桑江 晃

(56)参考文献 国際公開第98 / 035514 (WO, A1)
国際公開第99 / 049588 (WO, A1)
国際公開第99 / 023844 (WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04W 4/00 - 99/00

H04B 7/26